



2015.2.27  
コチ コンサルティング

例年より遅い春節が明け、2015年が本格的にスタートした感がありますが、多くの地域で2015年度の社会保険基数申告時期を迎えています（上海市ではネット申告は2月28日締切）。本号では本年の社会保険基数申告の留意点並びに、離職率の高いこの時期にお問い合わせの多い、労働契約終了時の有給休暇の処理についてご報告いたします。

- 内容 【人事・労務情報】
- 社会保険基数申告の留意点（2015）
  - 労働契約終了時の有給休暇の処理

### 人事・労務情報

#### ■ 社会保険基数申告の留意点（2015）

社会保険基数の誤申告は社会保険誤納付の大きな原因となります。申告には留意を要します。

社員の社会保険基数の平均が企業平均賃金となり、社会保険基数とあわせて申告します。企業平均賃金は生育生活補填に適用されるほか、昇給ガイドラインにも企業平均賃金が参考値として適用されています。

#### 社会保険基数計算の実務

2014年1月1日から12月31日の個人の月次平均賃金 \* 上海：小数第一位まで算出（小数第二位（分）を四捨五入）

基本計算：申請時在職企業における対象期間の賃金性報酬総額 ÷ 在職月数

\* 参考：社会保険基数：<http://cochicon.com/2-6-1-1-2/>

- Q&A：社会保険基数（賃金性報酬）に含まれないものは？
- 個人社会保険基数計算の1ヶ月に満たない勤務月の取り扱いは？
  - 産休取得者の報酬の取り扱いは？
  - 各地の社会保険基数改定時期
  - 派遣から直接雇用へ移行した場合
  - グループ法人間異動に伴う賞与負担と社会保険基数

#### 会社平均賃金計算の実務

会社平均賃金 = 会社前年度賃金性報酬総額 ÷ 月次平均在職人数 ÷ 12

\* 参考：生育生活補填（生育休暇）：<http://cochicon.com/2-4-10/>

#### NAVI 【上海市2015年の変更点】

2014年の個人平均賃金は1月～12月の実質支給賃金額（1月支払い賃金 = 社会保険基数計算上の1月分賃金）へと変更になりました。

例）査定期間2013年1月～12月の賞与を2014年1月に支給した場合（\*1：2014年払いの2013年賞与）、2014年の社会保険基数計算に算入・申告済みですが、査定期間2014年1月～12月の賞与を2015年1月に支給した場合は、2014年の当該賞与は2015年の社会保険基数申告には算入せず、現在申告受付中の2015年の社会保険基数には、\*1を算入・申告します。

#### NAVI 【上海市の社会保険基数改定時期】

従来、上海市では社会保険基数は4月改定でしたが、本年は多くの地域同様、住宅積立金基数改定時期の7月に変更される可能性が大きいと言われています。4月～6月分の社会保険基数調整による保険料の変動分の補足納付が実施されるかどうか等の詳細は未決定です。

北京市では2014年度より社会保険基数改定が従来の4月から7月に変更になりました。北京の2014年の変更時には、調整による社会保険料の補充納付は実施されませんでした。

**NAVI** 【上海市 新三険（非都市戸籍（＝農村戸籍）外地戸籍人材用保険）の廃止】

2011年より、旧総合保険（外地戸籍人材用保険）廃止の5年間の過渡期措置として運用されてきた非都市戸籍外地戸籍人材のみ加入可能であった“新三険”が本年3月で廃止され、都市従業員社会保険へ統合されることとなっています。実務上、上海市の社会保険改定時期が従来の4月から変更になった場合、同時期への変更へと時期が遅れるものと思われます。

“新三険”では社会保険基数の下限が上海市平均賃金の40%から段階的に55%まで引き上げられてきましたが、2015年改定からは都市従業員社会保険同様、市平均賃金の60%が下限となります。納付比率は変更なく、生育保険、失業保険の納付は不要です。

社会保険種別	養老保険		医療保健		失業保険		生育 保険 企業	労災 保険 企業	納付率計	
	企業	個人	企業	個人	企業	個人			企業	個人
都市従業員社会保険納付率	21%	8%	11%	2%	1.5%	0.5%	1%	0.5%	35%	10.5%
非都市戸籍外地戸籍従業員 納付率	21%	8%	6%	1%	-	-	-	0.5%	27.5%	9%

**■ 労働契約終了時の有給休暇の処理**

中国では法定有給休暇は1月～12月を有給休暇年度として、社会累計就労年数に応じて付与し、基本的には1有給休暇年度内に消化すること。未消化有給休暇は就業規則等に定めない限り日当の300%（実質は日当の2倍を支給）で買取することとされています。また、多くの企業が法定有給休暇以上の休暇（福利休暇、会社休暇等の名目）を付与しています。

- \* 法定年次有給休暇：<http://cochicon.com/2-4-5/>
- \* 年次有給休暇の付与実態：<http://cochicon.com/2-4-6/>
- \* 試用期間、新入社員の有給休暇：<http://cochicon.com/2-4-7/>

**● 法定年次有給休暇の処理**

労働契約終了時には法定有給休暇は、在職期間に応じた比率で支給することが義務付けられています。

- ・ 労働契約終了時の法定有給休暇の計算：

（当年度当社勤務日数÷365日）×本人の法定有給休暇日数-当年消化済み法定有給休暇日数

\* 1日未満は切り捨て。

- ・ 買取日当の計算：買取前12ヶ月の平均賃金（残業手当を含まない）÷21.75×2

\* 21.75で除する場合、通常日当は含まれるため、実質加算支給額は日当の2倍。

**NAVI** 当年未消化の法定有給休暇は就業規則等に定めた場合、1年に限り持ち越すことが可能です。前年度からの持越し有給休暇がある場合は労働契約終了時に当年度有給休暇同様、日当の300%で買い取る必要があります。離職の申し出があった場合は、法定有給休暇残数を確認し、離職日までに消化させる手配が必要です。

**NAVI** 過付与の法定有給休暇を金銭で払い戻しさせることは不可です。また、法定外の福利休暇等の処理は法規定がありません。過付与の福利休暇分日当は払い戻しさせることが可能ですが、執行のためには就業規則等であらかじめ定めておく必要があります。